

Title	〔商法八一〕 利得償還請求権の消滅時効期間 (名古屋高裁金沢支部昭和四〇年七月一九日判決)
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.4 (1969. 4) ,p.80- 85
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690415-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 八一〕 利得償還請求権の消滅時効期間

【判示事項】 手形法八五条の利得償還請求権の消滅時効期間は五年と解するのが相当である。

【参照条文】 手形法八五条、商法五二二条

【事実】 被控訴人Yは控訴人Xに宛てて、金額二万五千円、満期昭和三十一年二月一九日、支払地礪波市、支払場所北陸銀行礪波支店、振出地若林村狐島三七五〇、振出日昭和三十一年一月一九日とした約束手形一通を振り出した。Xは右約束手形（以下「本件約束手形」という）をその満期に支払場所に呈示して支払を求めたが、支払を拒絶され現に所持している。本件約束手形の手形金債権は満期である昭和三十一年二月一九日から三年間の消滅時効期間の経過によつて、昭和三十四年二月一九日に消滅したので、Xは控訴審における訴を交換的に変更し、昭和四〇年三月一〇日に本件約束手形に関する利得償還請求の訴を提起し、Yに金二万五千円およびこれに対する昭和三十一年二月二〇日から完済に至るまで年六分の割合による金員の支払を求めた。

〔名古屋高裁金沢支部昭和四〇年七月一九日判決
昭和三十九年（ホ）八一―号約束手形金請求控訴事件〕
下級民集一六卷七号一二五〇頁

Xは利得償還請求権は非手形請求権と解すべきであるから、その時効期間は普通債権の時効期間、すなわち一〇年間と考えるのが相当であると主張したのに対し、Yは利得償還請求権の消滅時効期間は商法五二二条の類推適用により五年間と解すべきであり、Xが訴の交換的変更により利得償還請求の訴を提起したのは昭和四〇年三月一〇日であるから、Xの本件約束手形についての利得償還請求権は、右の訴の提起前である昭和三十九年二月一八日に時効によつて消滅していると抗弁した。

【判旨】 Xの請求棄却。

「手形法上の利得償還請求権は、手形上の権利が遡求権保全手続の欠缺、または時効によつて消滅したことを発生の要件とするものであるから、手形上の権利でないことは明らかであり、また手形行為、その他の商行為に因つて生ずるものでもないが、他方償還義務者の利得は法律上の原因を欠くものではなく、償還義務者に債務不履行や不法行為があることを要するものでもないから、民法上の不

当利得返還請求権や損害賠償請求権でもなく、手形法が手形上の権利について短期の消滅時効期間を定め、また遡求権の保全について厳格な手続を定めた結果、手形債権者が時効、または遡求権保全手続の欠缺によつて手形上の権利を失つた場合に、手形上の債務者が手形授受の原因関係によつて得た利益をそのまま保持できることとなることは不公平であるところから、手形上の権利を失つた手形債権者と利益を得た手形債務者の公平を計るために、手形法が認めた特別の権利であり、償還請求権を取得する者と償還義務者が手形授受の直接の当事者であることを要しないことも考えると、実質的には手形上の権利の残存物、ないしは変形物ともいうべきものである。右のような利得償還請求権の性質、および手形法が手形上の権利について一般の商事債権よりもさらに短期の消滅時効期間を定め手形行為に因る権利関係の迅速な決済を計つていることを考え合わせると、利得償還請求権の消滅時効期間については商法五二二条本文を類推適用して、五年間であると解するのが相当である。利得償還請求権が前記のとおり手形上の権利でなく、また商行為に因つて生ずる権利でもないということから、その消滅時効期間は民法一六七条一項により一〇年間であるとするのが従来判例である（大審院四年四月一七日判決、同大正八年二月二六日判決、同大正一〇年二月一六日判決）ことは、Xの主張するのとおりであるが、右の見解は利得償還請求権の法律上の形式的性質の面のみを重視し、その実質的性質を軽視するものであり、また手形上の権利について特別の短期消滅時効期間を定めて、手形に関する権利関係の迅速な決済を計つている法律の建前との調和を欠くものであつて

妥当でないと考えられる。してみると、仮に、本件約束手形の手形金債権が、昭和三四年一月九日の経過により時効に因つて消滅したため、Xがその主張のとおりYに対する利得償還請求権を取得したとしても、Xが右利得償還請求の訴を提起した昭和四〇年三月一〇日より前である昭和三九年一月九日の経過によつて、その消滅時効期間である五年の期間が経過しており、その間に時効中断事由があつたことについて何も主張、証拠がない以上、Xが取得したYに対する利得償還請求権は昭和三九年一月九日の経過によつて消滅したものといわなければならない。

【評釈】 現行法の解釈としては判旨は妥当であるが、問題がないわけではない。

一、わが国においては、利得償還請求権の消滅時効期間について、ドイツ手形法八九条のごとく明文の規定がないため、大審院時代の判例は一貫して、利得償還請求権は手形上の権利でなく、また商行為によつて生じた権利でもないことを理由に、一般債権に準じて一〇年と解していた（大判明治四四・四一七民衆一八輯三九七頁同大正八・二二六）。

学説も古くは大審院判例と同様に解していたが（木、改正手形法九五頁、一頁、松波、日本手形法三三五頁、中川、判民大正一〇年度二〇事件評釈、竹田、論叢二巻五号七〇一頁、もつとも升本、手形小切手法論三三六頁のように解釈論としては、利得償還請求権の消滅時効を一般債権と同様一〇年と解しつつ、立法論としては、一〇年は長きに失し、明文をもつて三年または五年程度に短縮するのが至当であるといふものもあつた）近時の学説は、一般に、これを五年と解している。その理由づけには若干の差異はあるが、いずれも利得償還請求権は、形式的には手形上の権利ではないが、実質的には手形上の権利の変形物ないし残存物とみるべきであるから、商行為によつて生じた債権として、ま

たはそれに準じて五年の時効(商五二二)によつて消滅すると解している(田中^一・手形法小切手法概論一九五頁、田中^二・手形小切手法詳論上巻二二頁、手形法小切手法三三三頁)。このような学説の動向を反映して、昭和三年七月三日の名古屋高裁金沢支部判決(高民集一七巻は、従来の大審院の考え方を踏襲せず五年説の立場を明らかにした(これが五年説を採用した最初の下級審判決である)。本判决は右判決と同じ裁判所の判決であり、判旨も右判決とほとんど同じである。このように近時下級審判決において五年説の立場をとるものがあらわれたため、最高裁の見解が待ち望まれたが、昭和四年三月三十一日の最高裁第二小法廷判決は、従来の大審院判例の立場を改め、近時の通説の見解に従うことを明らかにし、次のように判示した。「利得償還請求権は、手形上の権利が手続の欠缺あるいは短期の消滅時効によつて消滅するため、手形上の権利を失なつた手形債権者と利益を得た手形債務者の公平をはかるために認められたものであるから、手形上の権利自体ではないが、既存の法律関係が形式的に変更されるだけで、手形上の権利の変形と見るべきであり、手形上の権利が実質的に変更されて既存の法律関係とは全く別個な権利たる性質を有するに至るものというべきではない。したがつて、利得償還請求権は商法五〇一条四号にいう「手形ニ関スル行為」によつて生じた債権に準じて考へべく、これが消滅時効期間については、同法五二二条が類推適用され、五年と解するのが相当である」(民集二二巻二四八三頁)。

例評釈として「利得償還請求権の消滅時効期間」法学協会雑誌八五巻三九四頁以下および北沢「利得償還請求権の消滅時効期間」民商法雑誌五七巻四号五八頁以下が同判決の解説として鈴木重信・法曹時報一九六八年版三三三—三三四頁がある。また三九八号(ジュリスト年報一九六八年版)三三三—三三四頁がある。

かくて利得償還請求権の消滅時効期間は、裁判所においても五年と解する方向にむかうものと思われるが、学説には五年でも長すぎるとする見解がある。すなわち、解釈論としては五年説が妥当であるが、立法論としては、ドイツ手形法八九条一項後段が、利得償還請求権は手形上の権利が消滅した時から三年をもつて時効にかかる旨規定していることにならつて、消滅前の手形上の権利の消滅時効期間にマッチしたこのような取扱を可とするか(鴻^一・商法研究)、五年説をとりつつ三年の手形時効に服すると解することも必ずしも不当ではないとか(大隅^一・改訂手形法小切手法講義六二頁、なお大隅^二・河本^一・増補手形法小切手法四二頁も五年あるいはさらに進んで三年説をとりえなと述べている)、利得償還請求権は元來が手形上の権利を基礎として、その変形したものであると思えば、手形の短期時効そのままがそれぞれ債務について準用されてしかるべきではないかとか(高多川^一・手形法小切手法講義、利得償還請求権の時効期間は手形上の権利の消滅のときから五年であるとせず、これは手形上の権利の時効期間と通算して五年である——換言すれば、手形上の権利とその変形たる利得償還請求権と合わせたものが五年の商事時効に服する——と解することができないであろうかという提言もある(北沢^一・前掲)。さらには、利得償還請求権の消滅時効については、商法五二二条但書の趣旨に準じて手形法七〇条および七七条一項八号を類推適用すべく、またその類推適用に際してはこの権利の第二次的性格(手形上の権利が消滅した場合に成立するものであるという意義において)にかんがみて、その意義および内容は異なるも第二次的性格のものであることにおいて共通せる遡求権の消滅時効の場合に準じて、利得償還請求

求権の消滅時効期間はこれを一年と解することが合理的なのではなからうかとする見解もある（（坂田）「手形利得償還請求権の一考察」『消滅時効期』問を中心として「大隅憲憲記念・商法の研究四五」）。

二、ドイツ手形法八九条一項のように明文をもつて利得償還請求権の消滅時効期間が定められていないわが国において、右期間を何年と解するかは、利得償還請求権の法的性質をどのように解するかにかかっている。

利得償還請求権は、手形上の権利が遡求権保全手続の欠缺、または時効により消滅したときに発生するものであるから、手形上の権利ではなく、手形債権者債務者間における実質関係上の衡平を保つ見地から、手形法の形式的厳格性を緩和するために法が認めた特別の権利であると解する立場にたつならば、その消滅時効時期を一般債権と同様に一〇年と解しても別に不当ではない。利得償還請求権を衡平の觀念にもとづき手形法がみとめた特別の救済権と解する以上、この権利は他に救済手段が存在しない場合にのみ認められるものと解するのが妥当であり、したがって手形債権が消滅しても他に救済方法のある場合にはこの請求権が生じないことになるから、一〇年の時効は実際上も債務者にさほど酷なものではないとも考えうる。このような立場（利得償還請求権の消滅時効は一般法の規定によるとする）をとる立法例としてはブラジル手形法四八条二項がある。

これに対し、利得償還請求権は手形上の権利が消滅したときに発生するものであり、手形行為を直接権利成立の原因とするものでな

いから手形上の権利そのものではないが、手形法上みとめられる権利であり、手形的性質を全く失つたものとなすことはできず、手形上の権利が消滅した当時における手形所持人のみがこの権利の権利者たりうる点よりみれば、本来すべての手形債務者に対して請求し得た手形上の権利が、手続の欠缺または時効によつて消滅するとともに、実質関係上利得を得た債務者に対してのみ、その利得を得たことを証明した場合に限つて請求しうるといふ数量的・条件的に制限された手形的性質をもつ別の権利が生じたものと解することができる。その意味では、利得償還請求権は手形上の権利の変形ないし残存物とも考えられる。通説はこの立場にたつて、手形行為の商行為性にかんがみ、利得償還請求権が五年の商事時効に服すると解しており、前記最高裁判決ならびに本件判旨の説くところも通説の見解と実質的に変らない（本件判旨は利得償還請求権の商行為により生じた債権との類同性を示すのに商法五〇一条四号を引用せず、手形債権の短期の消滅時効を援用して手形関係の迅速な決済をはかる必要性に触れているが、利得償還請求権の消滅時効期間を五年と解する実定法上の根拠としては、前記最高裁判決のように商法五〇一条四号をひき、この請求権が「手形ニ関スル行為」によつて生じた債権に準じて考えうるとしたほうがベターであつたと思われる（（同旨加藤勝郎・本件評釈・シ））。
しかし、利得償還請求権を手形上の権利の残存物と解するとしても、そのことから直ちにこの権利が手形より生ずる権利と解しなければならぬものではない。ドイツ手形法学説の傾向としてこの権利を手形上の権利の残存物と解するのは、ドイツ旧手形法八三条にお

いて、振出人または引受人の手形債務が時効または権利保全手続の懈怠によつて消滅したときはこれらの者は手形所持人に対しその所持人の損害において利得した限度において義務者として残存すると規定されたところからきているようであり、この点はドイツ現行手形法八九条の解釈としても異なるところはない。利得償還請求権についてこのような「残存する」というのと同様の趣旨の文言を使用する立法例はドイツ法の他にイタリア旧商法三二六条一項やブラジル手形法四八条一項に存在する。右のドイツ法やイタリア旧商法の解釈として、かかる残存する権利をもつて手形より生じた権利でないとする見解もあり (U. v. Gierke, Das Recht der Verpfaender, 1934, S. 107) 手形上の権利と見る見解はほとんど行なわれていないようである (Vivante, Trattato di diritto commerciale III, 1935, n. 1361, 浜田・前掲四四五頁)。ブラジル手形法四八条二項は、利得償還請求権は通常の権利であつて手形上の権利でないことを明言している。このように利得償還請求権を実質的には手形上の権利の残存物と解するとしても、この権利は手形より生じた権利でないと解することが可能である。しかし、この権利の権利者たりうる者は、手形上の権利が消滅した当時における手形所持人のみであり、償還請求権者と償還義務者とが手形授受の直接の当事者であることを要しないことを考えると、この権利は手形的性質を帯有しているものと認められ、その消滅時効期間については、手形行為の商行為性をうけて五年と解することができる。この意味において商法五二二条本文を利得償還請求権の消滅時効期間に類推適用した本件判旨は妥当である。なお利得償還請求権は手形上の権利を基礎として発生するものであり、既存の手形上の

権利とは全く別個な権利ということとはできず、いままお手形的性質を帯有しているとみる考え方を徹底させれば、北沢教授の説かれるごとく、この請求権は手形上の権利が手続の欠缺または時効によつて消滅し義務者が利得をうることを法定の条件として、手形行為自体によつて生ずるものである——換言すれば、手形行為によつて手形上の権利と、条件つきでその変形たる利得償還請求権が生ずる——と解することもでき、この場合、この請求権は商法五〇一条四号の「手形……ニ関スル行為」なる「商行為ニ因リテ生ジタル債権」そのものであり、したがつて、商法五二二条が当然に適用されるということができるであろう (北沢・前掲)。さらに進んで、喜多川教授の主張されるごとく、一般商行為についての五年の時効によらずとも、手形の短期時効そのままそれぞれ債務について準用されることと解することも可能であろう (喜多川・前掲二九頁、この立場をとる立法例としての立場を批判するもの)。また、浜田教授の唱えられるごとく、利得償還請求権の第二次的性格にかんがみて、遡求権の消滅時効の場合に準じて、この権利の消滅時効期間は一年と解することも必ずしも不当ではないであろう (浜田・前掲四五三頁、この種の立法例として、イタリア手形法九四条四項がある)。

このようにみえてくると、利得償還請求権の消滅時効についての近時の解釈論はいずれも合理的であり、一を採つて他を排する根拠は見出し難いように考える。しかし、利得償還請求権の発生の基礎となつた手形上の権利は、消滅時効期間が一番長い主たる債務者に対する権利でも、三年で時効消滅するのに、実質的には手形上の権利の変形と見られる利得償還請求権の消滅時効期間が五年というの

は、手形法が手形上の権利について一般の商行為によつて生じた債権よりも短期の消滅時効期間を定めて手形行為による権利関係の迅速な決済を計つてゐることとの調和を欠くことになりはしないか。

近時、手形法統一条約の留保条項にもとづき利得償還請求権を認め
ている諸国の中で、この権利の消滅時効期間を法定する国が増加し

つつあることを考えると、わが国においても、手形上の権利の消滅時効期間とつりあいのとれた利得償還請求権の消滅時効期間を明文をもつて定めることが待ち望まれる(同旨論・前掲一八二頁)。

(阪 莖 光 男)